| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | ⑵　受信装置<br>ア　設備規則第40条の４第２項第２号の条件に適合すること。<br>イ　総務大臣が別に告示する条件に適合すること。 |

別表第八号の表１の項中

| | |
|---|---|
| インマルサット船舶地球局の無線設備の機器 | インマルサットＣ型 |
| | インマルサットＢ型 |

「ＥＣ／ＥＢ」を「インマルサット船舶地球局の無線設備の機器｜インマルサットＣ型｜ＥＣ」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

**○総務省令第二十九号**

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日　　総務大臣　山本　早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（移動端末設備の購入を条件とした割引等の提供状況報告）

**第四条の三**　電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者に対する当該電気通信役務に係る移動端末設備の購入を条件とした当該電気通信役務の料金又は当該移動端末設備の購入代金の割引及び金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益の提供の状況について、様式第二十三の三により、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第二十三の二を次のように改める。

**様式第23の２**（第４条の２関係）

契約代理業者への支払金支出状況報告

年度第　四半期

事業者名

| 支出月 | 契約代理業者への支払金支出額 | | |
|---|---|---|---|
| | | 販売奨励金支出額 | |
| | | | 端末販売奨励金支出額 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 参考事項 | | | |

注１　「契約代理業者への支払金支出額」の欄に記載する金額は、契約代理業者への支払金支出額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

２　「販売奨励金支出額」の欄に記載する金額は、「契約代理業者への支払金支出額」のうち、契約代理業者による電気通信役務の提供に関する契約の代理等又は端末設備の販売等に応じて支払う額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

３　「端末販売奨励金支出額」の欄に記載する金額は、「販売奨励金支出額」のうち、移動端末設備の販売に応じて支払う額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

４　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十三の二の次に次のように加える。

**様式第23の３**（第４条の３関係）

移動端末設備の購入を条件とした割引等の提供状況報告

年度第　四半期

事業者名

| 支出月 | 携帯電話の電気通信役務の料金の割引 | 携帯電話の電気通信役務に係る移動端末設備の購入代金の割引 | 金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 参考事項 | | | | |

注１　「携帯電話の電気通信役務の料金の割引」及び「携帯電話の電気通信役務に係る移動端末設備の購入代金の割引」の欄に記載する金額は、移動端末設備の購入を条件として提供された割引の合計額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

２　「金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益」の欄に記載する金額は、移動端末設備の購入を条件として提供された経済上の利益（携帯電話の電気通信役務と併せて提供される役務の料金及び物品の購入代金の割引を含む。）の合計額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載することとし、金銭以外による経済上の利益が提供された場合には、当該経済上の利益を金銭に換算した額を記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

３　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。